

財務省告示第四百十六号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年三月十二日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年四月二十五日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

合 計	国債の名称	記号	総額	額面金額の 当たり金額 の買入 格
	利付国庫債 （二年）	第九百四	十九億円	百円十銭五厘
利付国庫債 （五年）	第二十五	六百四十億円	九十九円九十 銭七厘	
"	第三十回	百億円	百円二十銭八 厘	
"	第三十三	九十億円	百円六銭二厘	
"	"	十億円	百円六銭七厘	
"	第三十四	四十四億円	九十九円九十 銭八厘	
九百三億円				